

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2015 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2015年8月号(J192)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 「2014 年米国特許登録件数に関する世界の大学トップ 100」に台湾から清華大学等 10校がランクイン
- 02 知的財産局が 2015 年第 2 四半期発明特許出願件数トップ 10 を発表
- 03 「商標法施行細則」一部条文の改正を公布
- 04 保二総隊が偽ブランド衣類を摘発、侵害額は 400 万新台湾ドル
- 05 使用許諾を受けずに図案を無断使用、著作権法違反で拘留 35 日の判決
- 06 「知的財産行政訴訟案件の電子訴訟システム」が正式に始動
- 07 經濟部が米国でアイダホ州と覚書に調印、台米産業協力を拡大
- 08 「經濟部台日産業提携訪日団」が大成果、日台協力を新たなモデル

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
「雪肌精」による立体商標登録案件 知的財産裁判所が知財局の敗訴を判決
- 02 公平交易法関連
牛乳の協調値上げで、3 業者に対する 3000 万新台湾ドルの課徴金確定

今月のトピックス

J150730Y1

J150728Y1

J150730Z1

J150728Z1

01 「2014 年米国特許登録件数に関する世界の大学トップ 100」に台湾から清華大学等 10 校がランクイン

全米発明家アカデミー（National Academy of Inventors,略称「NAI」）と知的財産権者協会（Intellectual Property Owners Association,略称「IPO」）は先日、「2014 年米国特許登録件数に関する世界の大学トップ 100（the Top 100 Worldwide Universities Granted U.S. Utility Patents in 2014）」レポートを発表した。それによると台湾からは清華大学が登録件数 114 件で、韓国の Korea Institute of Science and Technology（KIST）と並び世界 11 位に番付され、台湾の大学では首位となっている。

NAI と IPO は毎年、世界の学術機関が米国で登録された特許件数のトップ 100 番付を報告しており、特許が大学を始めとする学術機関の研究において重要な役割を演じていることを示すのに用いられている。

2014 年上記番付における 1～3 位はカリフォルニア大学システム（453 件）、マサチューセッツ工科大学（275 件）、中国の清華大学（230 件）だった。さらに台湾からは 11 位の清華大学（114 件）を始め、16 位に台湾大学（93 件）、20 位に交通大学（87 件）等の合計 10 校がトップ 100 入りしている。2014 年の番付において、台湾全体のパフォーマンスは 2013 年よりも優れており、10 校がランキングされただけでなく、その順位も上がっており、登録件数も少なからず増えている。（2015 年 7 月）

J150728Y1

J150727Y1

02 知的財産局が 2015 年第 2 四半期発明特許出願件数トップ 10 を発表

經濟部知的財産局は 2015 年第 2 四半期発明特許出願統計を発表した。台湾の法人としては、引き続き鴻海精密工業股份有限公司（Hon Hai Precision Ind.Co.,Ltd.、以下「鴻海」）が首位を獲得し、宏碁股份有限公司（Acer Incorporated、以下「宏碁」）、友達光電股份有限公司（AU Optronics Corp.）がそれぞれ 2、3 位を占めた。外国法人としてはインテルが三連覇を果たしている。

発明特許出願案件において、台湾法人としては鴻海が 150 件で首位の座を守っており、モノのインターネット（IoT）やロボットの分野に力を入れている。2 位の宏碁は 95 件で、IoT のハードウェアに集中している。3 位以下は、友達、財団法人工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute.）、旺宏電子股份有限公司（Macronix International Co., Ltd）、台湾積体電路製造公司（Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.、以下「台積電」）、台達電子工業股份有限公司（Delta Electronics, Inc.）、清華大学（National Tsing Hua University）の順となっている。さらに先進光電科技股份有限公司（Ability Opto-Electronics Technology Co., Ltd.）、宏達国際電子股份有限公司（HTC Corporation）、成功大学（National Cheng Kung University）の三者はいずれも 29 件で同じく 9 位に入っている。そのうち台積電は前年比成長率が 7.14%に達し 6 位に上昇しており、その特許出願状況から材料と製造工程の革新に力を入れていることがわかる。

外国法人については、インテル（154 件）が 3 四半期連続で首位を占めた。アプライド マテリアルズ、半導体エネルギー研究所、東京エレクトロンがそれに次いでおり、いずれも半導体関連企業で占められ、そのパフォーマンスには目をみはるものがある。それ以降は日本電工、アップル、富士フイルム、三菱電機、マイクロソフト テクノロジー ライセンシング、エルエルシー（Microsoft Technology Licensing, LLC）と続いており、さらに富士康科技グループ（Foxconn Technology Group）傘下の鴻富錦精密工業有限公司（Hong Fu Jin Precision Industry (Wuhan) Co., Ltd.）が 60 件で外国法人番付の 10 位に入っている。（2015 年 7 月）

2015年第2四半期の台湾法人/外国法人による発明特許出願件数トップ10					
台湾法人			外国法人		
順位	法人	出願件数	順位	法人	出願件数
1	鴻海精密工業	150	1	インテル	154
2	宏碁	95	2	アプライド マテリアルズ	114
3	友達光電	81	3	半導体エネルギー研究所	83
4	工業技術研究院	72	4	東京エレクトロン	79
5	旺宏電子	61	5	日東電工	73
6	台湾積体電路	60	6	アップル	70
7	台達電子	40	6	富士フイルム	70
8	清華大学	30	8	三菱電機	66
9	先進光電	29	9	マイクロソフト テクノロジー ライセンシング,エルエルシー	63
9	宏達電子	29	10	鴻富錦精密工業	60
9	成功大学	29			

資料出所：知的財産局

J150714Y2

03 「商標法施行細則」一部条文の改正を公布

出願手続きを簡素化するため、商標法施行細則（以下、「本施行細則」）の一部条文が改正された。改正の要点は以下の通りである。

一、優先権及び展示会優先権証明書類の正本を添付すべきとする規定を削除。

現在、各国の商標主務機関は商標出願案件において、行政作業の一定期間経過後に、いずれも商標登録出願情報をサイト上で公告し、便利なネット検索サービスを提供している。展示会優先権証明は書類の外観について方式審査を直接行うことができ、かつ優先権証明書類の審査は写しに真実性確認の必要があるならば、本施行細則第4条第1項第2号規定に基づいて確認を行うことができる。そこで第4条第2項規定を削除し、優先権証明書類は本施行細則第4条第1項規定に基づき代わりに写しを提出することができる（第4条条文改正）。

二、商標登録出願分割の申請に申請書副本を提出すべきとする規定を削除。

商標主務機関は2015年1月1日から商標登録出願案件のオンライン審査作業を実施しており、出願人が商標登録出願分割の申請に副本を提出する手続きの手間を省くため、改正することとした（第27条条文改正）。

三、商標権分割申請の準用規定を改正。

本施行細則第36条第1項が元来、商標権分割を申請するときは第27条第1項を準用すると規定していた部分について、第27条第1項後段が削除されたものの、商標権分割の申請についてはオンライン審査作業がまだ行われていないため、商標権分割の申請については分割件数に基づき同数の申請書副本を提出しなければならない。それに合わせて改正の内容を追加している（第36条条文改正）。

以上の改正は経済部から2015年7月13日に公布されている。（2015年7月）

J150714Y2

04 保二総隊が偽ブランド衣類を摘発、侵害額は400万新台湾ドル

（内政部警政署の）保安警察第二総隊刑事警察大隊偵三隊は先日、高雄市苓雅区にある三多市場において露天商が日本の人気ブランドである鬼洗い、地藏小王及び有名ブランドのLEVI'S、ADIDAS、NIKE、PUMA等の商標を有する衣類を販売しており、該露天商の販売するブランドの種類が多く価格も安いため多くの民衆が購入しているのを発見した。さらに調べたところ、シャツが約200～350新台湾ドル、パンツと上着が約500新台湾ドルで販売され、（正規品の）市販価格と大きな差があった。警察官は証拠を入手して鑑定に送り、偽ブランド品であること

を確認した。何容疑者が偽ブランド品を保管している倉庫を調べるため、すぐに人員を派遣して証拠を収集した後、台湾高雄地方法裁判所の家宅捜査状で倉庫の捜索を行い、現場で鬼洗い、地藏小王及び有名ブランドである LEVI'S、ADIDAS、NIKE、PUMA 等の商標を模倣した衣類を約二千点押収した。

何容疑者は市場の買い物客の多くが家庭の主婦であり、ブランドの真贋を識別する基本的な能力を備えていないことを利用して、日本の著名な人気ブランドである鬼洗い、地藏小王の衣類に印刷されている特殊なデザイン「鬼の頭」の図案や LEVI'S ジーンズのスターによる宣伝で顧客の購買を促し、暴利を貪った。何容疑者は警察の捜査を避けるため、毎回数種類のスタイルのみ陳列して消費者が選ぶのに提供し、消費者が何容疑者にどのスタイルを購入したいかを伝えれば、何容疑者と時間を約束して商品を受け取れるようにしていた。幸いなことに、警察側の追跡捜査により、何容疑者の倉庫を突き止めることができ、その侵害額は 400 万新台湾ドルに上ると推算されている。本案件は商標法違反で送検された。(2015 年 7 月)

J150705Y3

05 使用許諾を受けずに図案を無断使用、著作権法違反で拘留 35 日の判決

副業として痩身関連商品を販売している女、林〇が 2 年前に艾絲資訊股份有限公司 (IFIT LTD.、以下「艾絲公司」) の所有する「iFit 愛瘦身」Facebook ファンページから 4 枚の図案をダウンロードし、図案を自身が経営する個人のファンページに貼り付け、これによってファンにダイエット痩身関連商品を売り込み、利益を得ていた。士林地方裁判所は林〇が著作権法に違反していると認定し、35 日の拘留に処し罰金に換算できるとの判決以外に、艾絲会社に 10 万新台湾ドルの賠償を命じる付帯判決を下した。本件は上訴できる。

艾絲公司是「iFit 愛瘦身」ブランドの知名度を高めるため、生き生きとした図案と文章による創作を利用し、Facebook ファンページに豊富で、実用的、且つ分かりやすい図案と文章で表現されたコンテンツを掲載し、正しい運動、健康的な減量の観念を伝えており、関連の図案はいずれも自社の作業チームが丁寧に創作したものである、と艾絲公司是主張した。「iFit 愛瘦身」ファンページは現在すでに 53 万人以上のファンを擁し、台湾最大規模の痩身ソーシャルネットワークであり、林〇は「iFit 愛瘦身」の業務上の信用や名声に便乗して痩身ダイエット法のセールスを行い、艾絲公司の名誉を毀損した。

判決書では以下のように指摘されている。Facebook サイトの利用規約では、利用者が「公開」の設定を使用してコンテンツまたは情報をすべての人に公開するということは、該利用者（投稿者）はあらゆる人に該利用者の名前やプロフィール写真等の「情報」にアクセス又は使用することに同意しているにすぎず、あらゆる人に該利用者が公開した知的財産権の対象となる写真や動画等の「コンテンツ」のアクセスや使用を許諾しているわけではない、と規定されている。よって「iFit 愛瘦身」ファンページがシェアする図案は Facebook に使用が許諾されているが、その他の第三者には使用が許諾されていない。裁判所は、林〇が使用許諾を受けず無断で艾絲公司の図案を複製し、個人のファンページにアップロードした行為は艾絲公司の著作権を侵害するものであると認定している。(2015 年 7 月)

J150720Y6

06 「知的財産行政訴訟案件の電子訴訟システム」が正式に始動

「司法院のオンライン起訴及び書状送達作業プラットフォーム」がすでに構築されており、同プラットフォームの「知的財産行政訴訟案件の電子訴訟（オンライン起訴）システム」も 2015 年 7 月 20 日正式に運用が始まった。知的財産裁判所はオンライン起訴システムを採用する最初の裁判所となった。即日より「弁護士」、「専理師」（弁理士）、「専利代理人」（Patent Agent）及び行政機関はオンラインで知的財産関連の行政訴訟事件の起訴の提起、書状の送達及び受理等の作業を行うことができる。これにより台湾は電子訴訟システムを採用する国々に仲間入りした。

司法院のニュースリリースによると、オンライン起訴は司法院の E-Court プロジェクト全体における最も重要な部分であり、世界には 25 の経済体で採用されている。今後司法院は税務機関と協調しながら、2015 年 9 月には「税務行政訴訟事件のオンライン起訴システム」も始動させる予定だとしている。(2015 年 7 月)

J150721Y8

J150721Z8

07 經濟部が米国でアイダホ州と覚書に調印、台米産業協力を拡大

經濟部工業局によると、同局が率いる「台米産業協力及び商機訪問団（The Taiwan-USA Industrial Cooperation Mission）」は2015年7月20日にアイダホ州政府商務局と協力覚書に調印したという。双方の協力分野をグリーンエネルギー、半導体、航空宇宙、イノベーションの産業化の4分野に拡大する。双方の産業はこのプラットフォームにおいて密接に協力し合い、「台米政府が双方産業のための架け橋となり、連盟クラスタを通じて協力を加速する」という新しい方式を始動し、多元的な産業協力の新時代を共に推進していく。

半導体はアイダホ州における重要な産業で、世界第四の規模を誇る半導体メーカー、マイクロン社が本社をここに構えているほか、ヒューレット・パカード（HP）、アメリカンセミコンダクタ（American Semiconductor）もアイダホ州に相当な規模の研究開発や生産の拠点を設置しており、双方の半導体産業における提携をさらに進めることで、関連する米国企業が台湾での投資を拡大し、半導体の先進技術導入を促すことができる。

アイダホ州は近年航空宇宙産業の発展に力を入れており、すでに41社という大規模な産業連盟を形成しており、双方の航空宇宙関連企業による交流と提携を推進することで、軽飛行機、無人飛行機、アビオニクス機器（Avionics）等の生産面で協力し、米国及び世界の航空市場におけるビジネスチャンスと共に獲得することができる。

さらに、アイダホ州ではイノベーションの産業化が極めて活発で、州政府はさらにIGEM（Idaho Global Entrepreneurial Mission）プロジェクトに力を入れ、イノベーションの成果を活性化し、新製品、新会社及び就業機会を創出している。双方は積極的にイノベーションの産業化を推進し、新産業を促進する方向で一致しているため、本協力覚書の調印を通じて、双方のリソースを統合し、イノベーションの価値を共に高めて、新興産業の発展を加速していく。（2015年7月）

J150718Y8

J150718Z8

08 「經濟部台日産業提携訪日団」が大成果、日台協力を新たなモデル

經濟部の工業局、投資業務処、技術処等から組織され、同部の常務次長（訳注：事務次官に相当）が率いる「2015年經濟部台日産業提携訪日団」が、2015年7月13～18日に東京を訪問した。今回の訪問は、日台間の経済・貿易及び産業における協力関係を更に深め、同時に付加価値の高い産業による対台湾投資を誘致するとともに、日台協力を通じて第三国の市場を開拓し、台湾産業のレベルアップと変革を推進して台湾産業の輸出市場を開拓することを主な目的としている。今回のミッションを通じて、双方の共同投資額は150億新台幣ドルに達することが見込まれる。

今回の訪日団は7月17日に日本の有名ゲームメーカーである株式会社カプコンと台湾の財団法人資訊工業策進会（Institute for Information Industry, 略称「III」）台日産業推進センター（Taiwan-Japan Industrial Promotion Center）との協力覚書調印に立ち会った。同覚書により双方は国を超えた産学提携を共に推進し、産学によるゲーム開発及び美術関係者の提携を通じて、台湾デジタル関連人材のデザイン及び美術に関する能力を世界に通用するまでに高めるほか、台湾企業と提携し第三国市場を開拓する等を行う。また日本のエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社と台湾の智崙資訊科技股份有限公司（Brogent Technologies Inc.）との間では、新興のコンテンツ産業の商品を開発する協力覚書に調印した。今後エイベックスの音楽や動画のマルチメディアコンテンツを智崙資訊科技のシミュレーション装置と組み合わせ、全く新しいエンタテインメントメディアのインタラクティブ装置を作り上げる。（2015年7月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「雪肌精」による立体商標登録案件 知的財産裁判所が知財局の敗訴を判決

■ ハイライト

製造業者日本企業・コーセーは商標として雪肌精の青白ボトルを登録しようとしたが、知的財産局に拒絶された。知的財産局は、市場において既にいくつかの業者が類似の色、ボトルを商品パッケージとして使用しており、もしコーセーの登録を許可すれば、他業者の合理的な商品パッケージの使用の自由に影響を与えるとして、コーセーの登録を拒絶した。製造業者日本企業コーセーは登録の拒絶を不服として、知的裁判所に行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は、コーセーの商標に「雪肌精」、「SEKKISEI」、「KOSE」等創造文字があり、ボトルの正背面が扁平で、左右が楕円弧状で、深い青色のガラスで半透明の青白、銀色の組合せは、市場において他人商品と区別でき、先天的な識別性があると認定した。このほか、コーセー「雪肌精」の商標広告はテレビ、雑誌、街道で広く見られ、各デパートにおいても売り場があり、市場調査によれば、回答者による雪肌精ボトルの製品との弁別度は極めて高く、後天的な識別性もあり、消費者によく知られているので、コーセーの勝訴判決を言い渡し、改めて処分を下すよう知財局に命じた。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】103年度行商訴字第83号

【裁判期日】2014年11月6日

【裁判事由】商標登録

原告 日本企業・コーセー株式会社

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間における商標登録事件につき、原告は經濟部 2014年5月7日経訴字第10306104020号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。本裁判所は以下のように判決を下す。：

主文

訴願決定及び原処分を取消す。

被告は出願第100066697号「雪肌精（3D mark）」商標登録出願案件について、本判決の法の見解により改めて処分を下さなければならない。

原告の他の訴えを棄却する。

訴訟費用は被告が二分の一を負担し、その他は原告の負担とする。

一 事実要約

2011年12月27日に原告は「雪肌精（3D mark）」立体商標を、当時の商標法施行細則第13条に定められている商品及び役務分類表第3類「化粧品」商品に使用指定し、被告に登録を出願した（以下係争登録出願商標という）。本件の出願を被告が審査したところ、本件商標図案のボトルの立体形状と色は、業界によく使用されているパッケージ容器の形状及び色であり、前記商品に使用指定しても、識別性がなく、且つ商標権範囲に疑問が生じるおそれがあるので、非専用を声明しなければならぬと認定したが、原告は前記声明をしなかったため、商標法第29条第3項規定により、本件商標の登録を許可すべきではないとし、2013年11月22日商標第351339号拒絶査定書を以って拒絶査定した（以下原処分という）。原告は原処分を不服として、訴願を提起したが、經濟部が2014年5月7日に経訴字第10306104020号決定を以って訴願を棄却し、原告は本裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

原告の声明：原告は原処分と訴願決定、及び被告による係争登録商標の許可処分の取消しを請求する。

原告の主張：略

被告の声明：原告の訴えの棄却を請求する。

被告の答弁：略

三 本件の争点

- 1.係争登録商標の青白配色のボトルの立体形状は、専用を出願することができるか、先天的な識別性と関係があるか？
- 2.係争市場調査報告は係争登録商標が後天的な識別性を取得したことを証明することができるか？
- 3.係争登録商標は識別性がない部分を含み、且つ商標権範囲に疑問が生じるおそれがあるか、また原告が査定前に不専用を声明しなかったため、登録を許可しない事由があるか？

四 判決理由の要約

1.係争登録商標には先天的な識別性がある。:

係争登録商標の「薬用」と「MEDICATED」は商品に使用指定する説明性文字であり、原告は既に非専用を声明した。商標図案の中国語「雪肌精」、外国語「SEKKISEI」と「KOSE」等商標図案は、すべて指定商品の機能、用途及び品質と関係がなく、慣用または普通名詞ではなく、原告が自ら創造した文字であり、先天的な識別性がある。係争登録商標の立体形状と色を見たところ、正背面が扁平で、左右が楕円弧状で、約 150 度の柱状体立体形状と白色のボトルに銀色鏡面のリング 4 点あり、深い青色のガラスで半透明の青白、銀色の組合せのデザインは、視覚的な美感があり、外観は関連の消費者に特殊な感覚を与え、他人商品と区別できる識別性がある。係争登録商標の立体形状と色の組合せのパッケージ容器は、普通の業者が使用しているパッケージと異なり、関連の消費者に強い印象を与え、出所を識別する表示となっており、先天的な識別性がある。

2.係争登録商標には後天的な識別性がある。:

係争登録商標は原告が長期にわたり広く使用している。:

原告は日本三大化粧品会社の一つであり、1984 年に主要ブランド「KOSE/コーセー」を以って台湾市場に参入した後、係争登録商標図案を以って商品を販売してから、30 年に渡り変更していないことは、雪肌精製品の広告がファイルにあり、証明できる。

係争登録商標の商品売上は多大である。:

係争登録商標の美白化粧品商品の年間売上は 3 億台湾ドルという好成績を達成し、2010 年 8 月号の美人誌雑誌では台湾の基礎保養品 TOP5 であると報道され、且つ marie claire 雑誌 2010 年及び 2011 年の 100 大美粧美白類ランキングの一位であった。

係争登録商標商品は長期にわたり広告及び促進販売活動を行っている。:

原告は 30 年来継続して広告により係争登録商標を宣伝し、商標の知名度及び露出程度の向上に努力している。

係争登録商標には広い販売拠点がある。:

原告は台湾の各デパート例えば SOGO、新光三越、遠東等、百貨店、例えば三商等、ドラッグストア、例えば屈臣氏等において、販売拠点を設けている。

係争登録商標の各国登録の証明:

1999 年に係争登録商標は日本において国際分類第 3 類「薬用化粧品」商品の専用権を取得した。原告はその後 2011 年、2012 年頃に重要な海外市場、例えば中国大陸、韓国、香港、シンガポール等において立体商標を登録し、係争登録商標に極めて高い知名度があるので、当該国家及び地区において、立体商標の登録が許可された。

関連の化粧品事業と消費者の認定:

係争登録商標の図案、文字、図形、製品パッケージの立体形状と色の組合せは、原告がよく販売している美白化粧品の代名詞になっている。

市場調査報告に専門性及び信憑性がある。:

原告が提出した調査報告結果では、全 1,002 名の回答者の 75%の者が係争商標のボトルを見たことがあるので、係争登録商標の立体形状と色の組合せが、75%の関連消費者に強い印象を与えていることが分かる。全 1,002 名の回答者において、係争登録商標のボトルの全体的な弁別度が 69%であるので、70%に近い関連消費者は係争商標の立体形状と色の組合せを原告「雪肌精」製品と正確に連結させ、ボトルにより特定のブランドとして区別することができ、他のブランドのボトルと誤認することはなく、係争登録商標の立体形状と色の組合せは、後天的な識別性を既に取得したと言える。

3.係争登録商標は非専用の声明に違反していない。:

係争登録商標の立体形状と色の組合せには、識別性があり、商標権範囲に疑問が生じるおそれがないので、原告は当該部分の非専用を声明する必要がない。

4.本判決の結論:

以上をまとめると、訴願決定及び原処分が、係争登録商標図案のボトルの立体形状と色は、業界によく使用されているパッケージの容器形状及び色であり、前記商品に使用指定しているが、識別性がなく、且つ商標権範囲に疑問が生じるおそれがあるので、非専用を声明しなければならないと認定したことには、誤解がある。従って、原告が原処分及び訴願決定の取消しを請求したことには理由があるため、許可すべきである。

本件の事実証拠は明確ではないので、差し戻して審査する必要があると、被告が本裁判所の前記法学的見解について、再び審査裁量し、本裁判所はこれを以って行ってはならない。従って、原告が被告に対し係争登録商標の出願について、登録を許可するよう請求した部分は、理由がないので、棄却すべきである。

以上をまとめると、原告の訴えの一部には理由があり、一部には理由がないので、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 104 条、民事訴訟法第 79 条により、主文の通り判決する。

2014 年 11 月 6 日

知的財産裁判所第一庭

審判長裁判官 陳忠行

裁判官 李維心

裁判官 林洲富

付図:

係争登録商標図案

出願番号: 000000000

出願期日: 2011/12/27



02 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 牛乳の協調値上げで、3業者に対する3000万新台幣ドルの課徴金確定

■ ハイライト

台湾の乳製品大手3社である味全食品工業股份有限公司（Wei Chuan Foods Corporation、以下「味全」）、統一企業股份有限公司（Uni-President Enterprises Corporation、以下「統一」）、光泉牧場股份有限公司（Kuang Chuan Dairy Co., Ltd.、以下「光泉」）は3年前、牛乳の販売価格について協調値上げを行い、関連商品の値上げブームを招いたため、消費者の不満が爆発し、行政院公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当）は上記3社に合計3000万新台幣ドルの課徴金納付を命じ、牛乳メーカーに対する課徴金としては過去最高額を記録した。3社はこれを不服として行政訴訟を提起したが、2014年6月12日最高行政裁判所に上訴を棄却され、3社に対する3000万新台幣ドルの課徴金が確定した。

行政院農業委員会は2011年8月に生乳の買取価格を1キロ当たり1.9新台幣ドル引き上げることを承認し、同年10月1日から実施していた。しかし味全、統一及び光泉の3社は一致してコスト増加幅以上に販売価格に反映し、同時期に一致して6~12新台幣ドルを値上げした。

公平交易委員会が調査した結果、乳製品大手3社は国内牛乳市場において8割以上のシェアを占めており、協調値上げは公平交易法（訳注：日本の独占禁止法、不正競争防止法等に相当）の連合行為（共同行為）禁止規定に違反している。

台北高等行政裁判所は審理した結果、連合行為（共同行為）が「市場機能に影響をもたらすに十分な」程度に達していたか否かは通常、量と質の基準を総合的に判断する必要があり、3社が製造する牛乳は国内市場シェアが8割を上回っており、共同の販売価格の引上げはハードコア制限による競争手段の排除に該当し、また相互の価格競争も排除しており、牛乳市場の需給に影響をもたらすに十分であったため、公平交易法の禁止する連合行為（共同行為）に該当するとして、公平交易委員会の課徴金処分に不適正なところはなかったと認定し、乳製品大手3社に敗訴の判決を下した。

乳製品大手3社はこれを不服として上訴していたが、2014年6月12日、3社に課された課徴金3000万新台幣ドルは確定した。（2014年6月13日 中国時報 A6面）

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】103年度判字第294号

【裁判日期】2014年6月12日

【裁判事由】公平交易法

上訴人 統一企業股份有限公司（Uni-President Enterprises Corporation）

上訴人 味全食品工業股份有限公司（Wei Chuan Foods Corporation）

上訴人 光泉牧場股份有限公司（Kuang Chuan Dairy Co., Ltd.）

被上訴人 公平交易委員会

上記当事者間における公平交易法事件について、上訴人は2014年1月8日台北高等行政裁判所101年度訴字第573号、第575号及び第829号判決に対して上訴を提起し、本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上訴を棄却する。

上訴審の訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

被上訴人は2011年8月に行政院農業委員会（以下「農委会」）に所属する財団法人中央畜産会（以下「畜産会」）の乳価評議委員会で生乳の買取価格の1キロ当たり1.9新台幣ドル引上げが承認された件が新聞で報道されたのを受けて、生乳買取価格と乳製品の販売価格は密接に関連していることから、川上の乳製品業者がこれに便乗して牛乳価格を協調値上げすること

を監視して防止するため、自主的に調査したところ、上訴人である味全食品工業股份有限公司(Wei Chuan Foods Corporation、以下「味全公司」)、統一企業股份有限公司(Uni-President Enterprises Corporation、以下「統一公司」)、光泉牧場股份有限公司(Kuang Chuan Dairy Co., Ltd.、以下「光泉公司」)は牛乳市場で8割以上のシェアを占め、共同で値上げを行っていた。相互の価格競争を排除し、不当に連合して利益を得ようとしたことは、牛乳市場の需給機能に影響をもたらすに十分で、消費者の利益に不利であった。上訴人等に2011年10月1日から生乳買取価格の引上げによるコスト上昇という値上げの要因があったとしても、それらが協調値上げをしたことで、国内乳製品市場の需給機能に影響をもたらすに十分であったため、公平交易法第14条第1項本文の連合行為(共同行為)の禁止規定に違反している。なお同法第41条第1項前段規定に基づき、2011年10月25日公処字第100204号処分書(以下「原処分」)を以て上訴人等に処分書送達の日から上記違法行為を中止するように命じると共に、上訴人の味全公司に課徴金1200新台幣ドル、上訴人の統一公司に課徴金1,000万新台幣ドル、上訴人の光泉公司に課徴金800万新台幣ドルの納付をそれぞれ命じた。上訴人等はこれを不服としてそれぞれ行政訴願を提起したが、いずれも棄却されたため、それぞれ行政訴訟を提起した。原審裁判所は101年度訴字第573号、101年度訴字第575号、及び101年度訴字第829号判決(以下、併せて「原判決」とする)で請求を棄却したため、その後上訴人は本件上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人：原判決を取り消す。
訴願決定、原処分をいずれも取り消す。
訴訟費用は被上訴人の負担とする。
- (二) 被上訴人：上訴を棄却する。
訴訟費用は上訴人の負担とする。

三 本件の争点

1. 上訴人の間に連合行為(共同行為)の意思連絡があったか否か。
 2. 被上訴人が上訴人等の連合行為について先行して行政指導、是正指導又は警告を行わず直接課徴金を決定したことには、裁量濫用の違法があったのか否か。
- (一) 上訴人の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。
 - (二) 被上訴人の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

(一) 公平交易法が事業者の連合行為(共同行為)を規範する目的は、複数の事業者が協議により共同行為の方法で相互の競争及び市場力の取得を制限することを防止することにある。連合行為の構成要件には、以下が含まれる。1. 連合行為の主体：競争関係にある事業者間、即ち同一の生産・販売段階における水平的競争関係にある事業者間、2. 連合行為の合意方法：契約、協定又はその他の方法による合意、3. 連合行為の内容：商品又は役務の価格を共同で決定する、又は数量、技術、製品、設備、取引先、取引地区等に制限を加える等の事業活動を相互に拘束する行為、4. 連合行為の特定市場に対する影響：同一の生産・販売段階における事業者の水平的統合が、生産、商品の取引或いは役務の需給に関わる市場機能に影響するに足るものに限る。連合行為に対する規範は、実質的な認定方法を採用し、即ち二又はそれ以上の事業者が明白かつ意図的な相互の意思の連絡によって、その今後の市場行為について法的拘束力を有しない共通認識又は理解を達成し、外形的一致性の行為を形成する場合、調査の結果確かに意思の連絡の事実があった、又はその他の間接的証拠(誘因、経済的利益、類似する値上げの時期又は数量、発生回数、持続期間、行為の集中度及びその一致性等)を以て事業者間に意思の連絡が確かにあったと判断し、かつ行為の外形的一致性による唯一の合理的解釈であるならば、それらの事業者間に連合行為があったと認定できる。いわゆる「意思の連絡」には、客観的にみて予定された計画案がある必要はなく、直接的又は間接的な方法で行われ、例えば市場情報の公開を利用する、間接的に競争に関連するセンシティブな市場情報を交換する、又は相互に営業戦略を伝達する、又は直接にビジネス情報を交換する等がいずれも該当する。

(二) 次に、連合行為の違反事実を証明する証拠の認定については、直接的証拠に限らず、間接的証拠も含まれる。いわゆる連合行為の合意は当事者の内心にあり、外的に契約や協定の書面記録等の直接的証拠を残していないならば、主務官庁が法律の執行において事実の認定と証

拠資料の把握を行うことは容易ではない。このため連合行為の認定において、たとえ事業者間に連合行為の合意があったことを証明できる直接的証拠がなくても、間接的証拠の採用と分析によって、事業者間における連合行為の有無を合理的に推論することができ、さもなければ市場における一致性の行為であると合理的に解釈できない場合は、連合行為の合意の存在を推論できる、即ち連合行為が事業者間の行為の外形的一致性にとって唯一の合理的解釈である状況において、それらの事業者間には連合行為があったと認定できる。いいかえれば、市場における多数の業者が同時に同じ幅の値上げを行ったが、市場における需給の変化等の客観的要因からそれを合理的に説明できないとき、その価格調整について業者間で連合行為の合意があったと合理的に推定できる。

(三) 調べたところ、上訴人の3社はいずれも国内の低温殺菌牛乳（以下「牛乳」）メーカーであり、同一の生産・販売段階において競争関係にある事業者である。公平交易法第5条第3項において、「特定市場」とは事業者が一定の商品又は役務について競争する区域又は範囲をいうと定義されており、特定市場には少なくとも二つの面があり、一つは「関連する商品又は役務の市場」、もう一つは「関連する地理的市場」であることがわかる。上訴人3社が生産する（低温殺菌）牛乳は国内牛乳市場において80%を越えるシェアを占めており、「国内牛乳市場」構造が「寡占市場」であることを証明するに足る。次に上訴人の川下にある複数の販売業者が被上訴人に陳述したところによると、同年9月初めから9月中旬までに次々と上訴人等から電話又は電子メールの方法で牛乳価格を引き上げる通知を受け取り、それぞれ9月21日、9月21日及び9月26日に電子メールでその参考小売価格表を通知、確認した。上訴人等は最後に川下の販売業者に調整した価格を通知、確認した時期が極めて一致しており、これにより上訴人3社が牛乳の参考販売価格を引き上げた行為は客観的に外形的一致性を有すると認定できる。また、上訴人等が被上訴人の調査を受けたとき、同業価格を参考として追従した事実を一致して否認しており、上訴人3社の上記一致性行為が寡占市場構造によりもたらされた意識的並行行為であることを原判決が排除したことについて法に合わないところはない。また、上訴人等が被上訴人の通知を受けた後にそれぞれ行った値上げの理由説明から、牛乳価格の調整は複雑で、考慮する要因が多く、かつそのコストには生乳調達価格以外に、生産原料費、包装材料費、人件費、輸送費、運営費等の経費があり、また販売業者の粗利益率を維持しながら消費者の認識（パーセプション）も考慮しなければならず、このような複雑な要因が交錯して影響する中、2011年10月初めに一致して値上げされ、値上げ価格が全く同じ又は酷似しており、これはすでに上訴人等が述べているそれらのコスト構造とコスト上昇の類似性が高いことによると解釈できるものではない。況してや上訴人等はそれらが生乳の買取価格の引上げが公告され、コストを価格に反映するため、乳製品の販売価格を調整することを決定したと主張しているが、経験法則からみて、すでに計画され計算された関連コストがあったはずであり、さもなければコストが不明である中、いかにコストを反映できるだろうか。上訴人等は被上訴人に価格調整した各商品の詳細な計算式を訊ねられた時、すぐに関連資料を提出できず、被上訴人が原処分を行うまで提出できなかった。したがって、上訴人等が互いに値上げ考慮の要因が異なり、コストも異なる状況において一致性を有する値上げ行為を呈したことについて、市場の客観的な合理的要因に基づく合理的な説明又は解釈を提出できないため、上訴人等に値上げに関する意思の連絡がなかったならば、前述の一致性を有する値上げ行為を合理的に解釈することはできないと、被上訴人は認定した。さらに上訴人等の値上げの決定はいずれも不確定な要素に直面し、競合相手の反応を予測する必要があり、値上げには本質的に市場の流出、競合相手の価格据置、価格競争というリスクを伴うが、寡占市場では企業数が少なく、逸脱や制裁を容易に検出できるため安定してカルテルを行うことができ、競争市場構造には共謀に有利な誘因がある。各紙媒体は8月15日から10月9日まで牛乳値上げ関連の情報を報道しており、そのうち9月6日には先行して「牛乳が来月から値上げ」と報道され、9月23日は続いて「10月から牛乳を12%値上げ」、9月26日には再び「生乳の買取価格引上げで、来月から牛乳が1リットル当たり6新台幣ドル以上値上げ」と報道されており、上訴人らがおののち値上げした結果に十分対応している。これらの情報は競合相手の値上げを市場で検知するのに有利で、競合相手が追従しないリスクを低減でき、連合行為を安定化させるのに役立つ。よって上訴人等による一致性を有する牛乳の参考販売価格引上げ行為は意思の連絡によって為された連合行為であると推論でき、経験法則と論理法則に反するところはない。さらに連合行為における一致性行為は常に寡占市場における意識的並行行為（又は価格追従行為）と混同される。両者は客観的にいずれも一致性を有する市場行為であるが、前者は主観的に意思の連絡があり、合意に基づく一致性行為であり、これが後者との最大の相違である。つまり、連合行為における違法

な一致性行為は事業者間で主観的に特定の共通認識行為を行う合意があり、この合意に基づいて同じ共通認識行為を行っているため、外形的一致性を有する市場行為をもたらす。経験法則により、寡占市場における追従行為はリーダーが方針決定を行った後、追従者が追従する。上訴人等3社は値上げを決定する時、それより少なくとも2~4週前に販売業者に通知して交渉を行う必要がある。2011年10月初めに味全会社が値上げし、統一公司与光泉公司がその値上げを見た数日後にはすでに値上げしており、追従した可能性はない。したがって被上訴人がこれに基づいて上訴人等の一致性行為が寡占市場による意識的並行行為（追従行為）であることを排除したことには根拠がある、と原判決は認定している。

(四) さらに連合行為成立の核心的な要件は事業者間に合意の事実があったか否かの論証である。その一致性行為は同日、完全に値上げ幅が同じものに限らない。もし関連事実証拠でその一致性行為の合意が論証、証明できるならば、たとえ時差やわずかな値上げ幅の違いがあっても、違法性の認定の妨げとはならない。つまり事業者間に意思の連絡があり、それぞれ異なる時間内に値上げを行った、又は意思の連絡があり値上げ幅が異なっている場合、同時の値上げではない、又は値上げ幅が異なるような状況であっても、公平交易法でいう連合行為が成立する。もし上訴人等が自身のコスト試算により値上げを決定し、かつそれらが提出した値上げ理由が異なっており、それらが経営する販路の比率が異なっていれば、経験法則により、それらの関連する営業コストの償却は異なるはずである。生乳コストによる値上げ緩衝力と競争の誘因も異なるはずである。しかしながら結果的に一致して6新台幣ドルの値上げとなった状況について、これらの客観的事実から単純な並行行為とは解釈したり市場メカニズム作用の結果と認めたりすることはできない。上訴人等が最初に高度に一致する参考販売価格表を出しただけではなく、さらにいかなる価格修正もないことを再び斟酌し、理論法則に基づけば、このような安定市場を達成しようとしたものであり、もし以前に連合行為がなければ、これらの状況は説明がつかないことである。

(五) 連合行為は事業者間における市場で相互に競争しないと約定する行為であり、該行為は市場競争を制限するのに最も簡単で、有効であり、かつよく見かけられる手法である。日本の独占禁止法における用語は「不当な取引制限」である。よって各国は競争法制において連合行為に対する取締を強化しており、先行して警告、是正指導等の行政指導をしているわけではなく、また当該違法連合行為が市場競争メカニズムに損害を与えることを放任しているわけでもない。したがって、被上訴人は競争法を所管する機関としての職責に基づき、市場において違法な連合行為であると確信できるものを発見したならば、迅速に処理すべきであり、それによって始めて公平交易(公正取引)所管機関が法に基づいて行政を行うという本務に適合できる。光泉公司の上訴理由において被上訴人が先行して行政指導、是正指導又は警告を行わず、長期的観測から連合行為であると論断しており、原判決は指摘を行わなかったため、判決に法規不適用の違法がある云々と主張しているが、採用するに足りない。また、上訴人が公平交易法の連合行為禁止規定に違反している事実証拠は明確であり、かつ行政程序法(行政手続法)では行政機関が具体的な個別のケースについて先行して行政指導、産業是正指導又は警告を行わなければならないとは規定されていない。行政機関は個別ケースに応じて、法律の目的及び個別ケースの具体的な状況を考慮し、柔軟に適切な決定を行うよう対応し、多種の行政作為の方法から一つの行為を選ぶことにより、最も有効に法を執行するという目的を達成し、個別のケースの正義を実現することができる。行政機関が法律成立要件を実現する時、複数の法律が許可する措置の中から選択を斟酌されるいかなる措置も法律上は同等の評価を受けるべきであり、職権の濫用や越権のおそれはない。

以上の次第で、本件の上訴には理由がない。行政訴訟法第255条第1項、第98条第1項前段、第104条、民事訴訟法第85条第1項前段に基づき、主文のとおり判決する。

2014年6月12日

最高行政裁判所第四法廷

裁判長 侯東昇

裁判官 林樹埔

裁判官 江幸垠

裁判官 沈應南

裁判官 闕銘富



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2015 TIPLo, All Rights Reserved.

